

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	警察本部	会計課	R2.4.1	不当要求防止責任者講習委託	3,635,000円	長崎市万才町5-24 公益財団法人長崎県暴力追放 運動推進センター 理事長 宮脇 雅俊	当該業務を委託できるのは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により当該センターしかないため。	第167条の2 第1項 第2号
2	警察本部	会計課	R2.4.1	風俗営業所等の管理者講習及び調査業務委託	3,669,000円	長崎市尾上町3-3 公益社団法人長崎県防犯協会 連合会 会長 村木 營介	当該業務を委託できるのは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により当該連合会のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
3	警察本部	会計課	R2.4.1	道路使用許可調査業務委託	6,036,912円	長崎市城栄町41-75 一般財団法人長崎県交通安全 協会 理事長 村瀬 公一郎	当該業務を委託できるのは、道路交通法の規定により当該協会しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
4	警察本部	会計課	R2.4.1	被害者支援事業委託	5,462,000円	長崎市大黒町3-1 公益社団法人長崎犯罪被害者 支援センター 理事長 前田 和明	犯罪被害者支援及び被害者支援意識の高揚を図る業務について実施している者は、当該センターしかないため。	第167条の2 第1項 第2号
5	警察本部	会計課	R2.4.1	警備員指導教育責任者講習、機械警備業務管理者講習及び現任指導教育責任者講習委託	2,680,000円	長崎市万屋町2-21-211 一般社団法人長崎県警備業協 会 会長 児玉 正信	警備業法第3条の規定による欠格要件に該当せず、委託に係る事務を適正かつ確実に実施するために必要な事務的能力並びに十分な経理的基礎及び社会的信用を有している等の要件を満たしているのは、当該協会しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
6	警察本部	会計課	R2.4.1	死因・身元調査法に基づく解剖及び検査業務委託 (単価契約)	150,000円/検体	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学長 河野 茂	「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」等の規定により、本県において、同基準を満たす機関は、当該大学以外にないため。	第167条の2 第1項 第2号
7	警察本部	会計課	R2.4.1	総合指揮システム保守点検業務委託	7,106,000円	福岡市博多区御供所町1-1 NECネットエスアイ株式会社 九州支店 支店長 丸林 義久	当該業務を行うことができるのは、同システムを独自開発した業者しかできないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	警察本部	会計課	R2.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ 軽油 @116円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察本部が所有する公用車への燃料供給は、地理的及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、県内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
9	警察本部	会計課	R2.4.1	ジェット燃料購入(単価契約)	@134円/ℓ (税別)	大村市箕島町593-2 国際航空給油株式会社 長崎空港事業所 所長 河野 泰造	県内で、県警が所有するヘリコプターにヘリコプター用ジェット燃料の給油を行えるのは、当該業者しかいないため。	第167条の2 第1項 第2号
10	警察本部	長崎警察署	R2.4.1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ 軽油 @116円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	警察本部	大浦警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ 軽油 @116円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
12	警察本部	浦上警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
13	警察本部	時津警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	警察本部	西海警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
15	警察本部	諫早警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ 軽油 @116円/ℓ (税別)	諫早市高城町8-10 長崎県石油協同組合諫早支部 支部長 山田 和弘	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
16	警察本部	雲仙警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	警察本部	島原警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	島原市新湊 1-32-1 長崎県石油協同組合島原支部 支部長 馬渡 清範	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項第2号
18	警察本部	南島原警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町 2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項第2号
19	警察本部	大村警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ 軽油 @116円/ℓ (税別)	大村市桜馬場 1-398-1 長崎県石油協同組合大村支部 支部長 古川 努	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	警察本部	川棚警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
21	警察本部	早岐警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	佐世保市卸本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保支部 支部長 坂倉 雅敏	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
22	警察本部	佐世保警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ 軽油 @116円/ℓ (税別)	佐世保市卸本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保支部 支部長 坂倉 雅敏	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	警察本部	相浦警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	佐世保市卸本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保支 部 支部長 坂倉 雅敏	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
24	警察本部	江迎警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ 軽油 @116円/ℓ (税別)	佐世保市卸本町1-15-5 長崎県石油協同組合佐世保支 部 支部長 坂倉 雅敏	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
25	警察本部	松浦警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	警察本部	平戸警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
27	警察本部	五島警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @153円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
28	警察本部	新上五島警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @150円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	警察本部	吉岐警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @150円/ℓ 軽油 @129円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
30	警察本部	対馬南警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
31	警察本部	対馬北警察署	R2. 4. 1	車両燃料購入(単価契約)	ガソリンレギュラー @136円/ℓ (税別)	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	警察署が所有する公用車への燃料供給は、地理的(管内全域)及び緊急的(休祭日・夜間)に安定した供給を確保する必要があるため、管内全域に給油所を有する業者でなければならない。長崎県内の給油業者で組織される長崎県石油協同組合は、県内全市町に給油所を有しており、このような仕様を満たす業者が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	警察本部	会計課	R2. 4. 6	警察職員の定期・特別健康 診断業務 (単価契約)	別紙のとおり	諫早市多良見町化屋986-3 公益財団法人長崎県健康事業 団 理事長 森崎 正幸	これまでの健康情報を継続的に蓄積 反映し、また、離島を含め県内全所属 を短期間に巡回し実施できる機関は、 当該事業団以外にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
33	警察本部	会計課	R2. 4. 21	大型自動車免許教習料 (単 価契約)	@8,148円/H (税込)	大村市森園町1610 株式会社 太陽 代表取締役 中山 徹志	県内に所在する指定自動車教習所以 外の教習所で大型自動車免許の教習 を行っている業者は、他にはないた め。	第167条の2 第1項 第2号
34	警察本部	会計課	R2. 4. 24	IC化用運転免許証作成消耗 材購入 (単価契約)	IC化優良用カード @177,480円/箱 IC化一般用カード @177,480円/箱 IC化新規用カード @177,480円/箱 IC化用高速リボンセット @105,600円/箱 運転経歴証明書 @111,960円/箱 裏面印字リボン @16,000円/箱 (税別)	東京都新宿区新宿4-3-17 株式会社DNPアイシステム 代表取締役 尾崎 信太郎	運転免許証を作成するシステムは当 該業者が製作したものであり、同装置 で使用できる消耗材を販売しているの は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	警察本部	会計課	R2. 4. 24	白バイ整備 (単価契約)	CB1300に係る整備料 オイル交換@4,933円/件 オイル交換(エレメント交換含 む)@8,944円/件 フロントタイヤ交換 @19,320円/件 リアタイヤ交換 @26,120円/件 フロントブレーキパッド交換 @14,458円/件 リアブレーキパッド交換 @7,021円/件 フロントタイヤパンク修理 @4,500円/件 リヤタイヤパンク修理 @4,500円/件 1年定期点検@10,000円/件 VFR800に係る整備料 オイル交換@4,001円/件 オイル交換(エレメント交換含 む) @10,332円/件 フロントタイヤ交換 @19,320円/件 リアタイヤ交換 @26,120円/件 フロントブレーキパッド交換 @12,656円/件 リアブレーキパッド交換 @9,433円/件 フロントタイヤパンク修理 @4,500円/件 リヤタイヤパンク修理 @4,500円/件 (税抜き)	長崎市田中町581-3 村上ホンダ販売株式会社 代表取締役 村上 順三	白バイ(ホンダ製)の整備については、 車両の特殊性により販売特約店のみ の取扱いとなるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	警察本部	会計課	R2.5.20	アルコール測定器購入	1,815,000円	福岡県福岡市博多区東比恵3-6-1 光明理化学工業株式会社 福岡営業所 所長 稲葉 明	仕様を満たす製品を提供できる会社が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
37	警察本部	会計課	R2.5.20	ガスクロマトグラフ質量分析装置点検	1,963,500円	長崎市平和町28-11 株式会社長崎イケダ科学 代表取締役 池田 俊二	当該装置の点検を実施できるのは、当該業者しかいないため。	第167条の2 第1項 第2号
38	警察本部	会計課	R2.5.20	汎用電子計算機業務のオープン化に係るシステム調査委託	35,068,000円	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社長崎支店 支店長 繁友 英之	同業務を行えるのは、同システムを開発した業者のみである。	第167条の2 第1項 第2号
39	警察本部	会計課	R2.5.25	光電式車両走行速度測定装置外購入	11,004,400円	長崎市旭町1-20 日本無線株式会社長崎営業所 所長 小池 剛	仕様を満たす機器は、同者製の車両測定装置のため。	第167条の2 第1項 第2号
40	警察本部	会計課	R2.6.1	B型肝炎予防ワクチン接種及び確認検査(単価契約)	3,704円/接種 2,670円/確認検査 (税別)	長崎市茂里町3-20 医療法人社団健昌会 新里クリニック浦上 理事長 新里 健	指定する時間帯に短時間で多数が接種するのに対応できる医療機関が他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	警察本部	会計課	R2.6.18	高度警察情報通信基盤システムの運用に伴う通信指令システム改修業務委託	51,480,000円	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社長崎支店 支店長 山内 剛	改修を開発業者以外が行った場合、正常に動作するかどうかの保証がとれないため、安定した業務を行うためには、開発業者意外に改修させることは困難である。	第167条の2 第1項 第2号
42	警察本部	会計課	R2.9.7	台風10号に伴う交通信号機等災害復旧対応(長崎市宿町朝日ヶ峰バス停先外80か所)	2,472,800円	長崎市松山町4-52 ミナモト通信株式会社九州支社 支社長 江崎 修二	台風10号により、県内全域において信号機の灯器等の障害が発生した。県内全域という広範囲で発生しているため、信号の向きを適正に調整でき、人員及び機材を有し、広範囲の復旧に対応できるのは長崎市及び佐世保市に営業所がある同社のみであったため。	第167条の2 第1項 第2号
43	警察本部	会計課	R2.9.7	台風10号に伴う交通信号機等災害復旧対応(長崎市末石町水産高校前外35か所)	1,852,400円	長崎市矢上町3-30 三球電機株式会社長崎営業所 所長 鳥谷 倫敦	台風10号により、県内全域において信号機の灯器等の障害が発生した。県内の広範囲で発生し、既に他社にも灯器の修正を依頼している中、信号の向きを適正に調整でき、人員及び機材を有しているのは、同社のみであったため。	第167条の2 第1項 第2号
44	警察本部	会計課	R2.9.10	車両走行速度測定装置の定期点検	1,622,500円	長崎市旭町1-20 日本無線株式会社長崎支店 支店長 小池 剛	同装置は同者が開発・製造したもので、同者のみが修理・点検を行っており特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
45	警察本部	会計課	R2.9.11	警察用船舶「いそかぜ」損傷箇所修繕	4,824,622円	佐世保市白岳町826 大洋造船鉄工有限会社 取締役 橋村 勉	沿岸監視中、船底部の破損から航行不能となり、同社へ緊急避難を行った。沈没する可能性が高く、修理のため航行させて他社へ回航させることが不可能であるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	警察本部	会計課	R2. 9. 16	犯罪情報分析システムの賃借及び保守	7,900,200円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹	警察情報や捜査手法の公開をすることは、犯罪捜査に支障を来すことになることから、現在のシステムを継承させることが出来るのは、同者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
47	警察本部	会計課	R2. 10. 28	総合運転者管理システムの改修業務委託	5,038,000円	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社長崎支店 支店長 繁友 英之	改修を開発業者以外が行った場合、正常に動作するかどうかの保証がとれないため、安定した業務を行うためには、開発業者意外に改修させることは困難である。	第167条の2 第1項 第2号
48	警察本部	会計課	R2. 11. 24	DNA型鑑定支援装置点検	1,186,900円	東京都千代田区鍛冶町1-8-6 株式会社池田理化 代表取締役 高橋 秀雄	当該装置の点検を実施できるのは、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
49	警察本部	会計課	R2. 12. 15	汎用電子計算機等(基幹ネットワーク機器)借上(再リース)	30,539,520円	東京都千代田区丸の内3-4-1 株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂	同装置の契約期間は、令和2年12月末であるが、今後も使用に十分耐えうると判断されることから、再リースを行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
50	警察本部	会計課	R2. 12. 24	長崎県警察遺失物管理システム改修業務委託	2,464,000円	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社長崎支店 支店長 繁友 英之	改修を開発業者以外が行った場合、正常に動作するかどうかの保証がとれないため、安定した業務を行うためには、開発業者意外に改修させることは困難である。	第167条の2 第1項 第2号
51	警察本部	会計課	R3. 2. 10	バックアップサーバ借上(再リース)	1,585,100円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹	同装置の契約期間は、令和3年2月末であるが、今後も使用に十分耐えうると判断されることから、再リースを行うもの。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	警察本部	会計課	R3. 2. 10	運転免許関係業務及び更新 時講習等業務委託(本土地 区)	217,429,665円	長崎市城栄町41-75 一般財団法人長崎県交通安全 協会 理事長 村瀬 公一郎	受託に必要な県公安委員会の認定を 受け、本土地区の業務を行うのに必 要かつ適切な組織及び能力を有する 者は、当該業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
53	警察本部	会計課	R3. 2. 10	運転免許関係業務及び更新 時講習等業務委託(五島地 区)	8,898,677円	五島市東浜町3-9-1 一般社団法人五島市交通安全 協会 会長 網本 定信	受託に必要な県公安委員会の認定を 受け、同地区で交通安全向上に継続 的な講習業務を行い、人的・物的要件 を兼ね備えている者は、当該業者の みであるため。	第167条の2 第1項 第2号
54	警察本部	会計課	R3. 2. 10	運転免許関係業務及び更新 時講習等業務委託(新上五 島地区)	5,754,481円	南松浦郡新上五島町有川郷 733-2 一般社団法人上五島地区交通 安全協会 代表理事 林 育久	受託に必要な県公安委員会の認定を 受け、同地区で交通安全向上に継続 的な講習業務を行い、人的・物的要件 を兼ね備えている者は、当該業者の みであるため。	第167条の2 第1項 第2号
55	警察本部	会計課	R3. 2. 10	運転免許関係業務及び更新 時講習等業務委託(対馬地 区)	7,357,407円	対馬市厳原町中村633 一般社団法人対馬地区交通 安全協会 代表理事 梅野 和彦	受託に必要な県公安委員会の認定を 受け、同地区で交通安全向上に継続 的な講習業務を行い、人的・物的要件 を兼ね備えている者は、当該業者の みであるため。	第167条の2 第1項 第2号
56	警察本部	会計課	R3. 3. 4	通信指令システム保守業務 委託	1,386,000円	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社長崎支店 支店長 山内 剛	当該業務を安定的に行うことのできる のは、同システムを開発した当該業者 のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
57	警察本部	会計課	R3.3.4	複合機の賃貸借及び保守 (再リース)	4,443,120円	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株式 社 代表取締役 濱口 晴樹	同装置の賃貸借期間が満了となる が、今後も使用に充分耐えうと認め られるため再リースをするもの。	第167条の2 第1項 第2号
58	警察本部	会計課	R3.3.9	違反者講習・停止処分者講習 及び原付講習業務委託	15,751,224円	長崎市城栄町41-75 一般財団法人長崎県交通安全 協会 理事長 村瀬 公一郎	受託に必要な県公安委員会の認定を 受け、資格を有し、交通安全向上に継 続的な講習業務を行い、人的・物的要 件を兼ね備えている者は、当該業者 のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
59	警察本部	会計課	R3.3.9	指定自動車教習所職員講習 業務委託	3,716,141円	長崎市万屋町2-21 一般社団法人長崎県指定自動 車協会 会長 長島 正	受託に必要な県公安委員会の認定を 受け、業務を行うのに必要かつ適切 な組織及び能力を有する者は、当該業者 のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
60	警察本部	会計課	R3.3.11	長崎県交通安全施設総合管 理システム等の賃貸借	6,930,000円	東京都板橋区舟渡3-9-6 アトミクス株式会社 代表取締役 神保 敏和	現行システムをそのまま引き継ぐ互換 性のあるシステムが他社にはなく、他 者のシステムを導入するには新たに 開発費用と時間を要するため。	第167条の2 第1項 第2号
61	警察本部	会計課	R3.3.12	速度違反自動取締装置点検 保守委託	2,721,400円	東京都町田市小山ヶ丘2-2 -6 東京航空計器株式会社 執行役員 産機事業本部長 塙 守智	同装置の点検保守業務が行えるのは、 同装置を開発した業者のみであるた め。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
62	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	長崎市矢上町7-11 森産業交通株式会社 代表取締役 古本 彩花	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
63	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	長崎市赤迫3-19-1 株式会社浦上自動車学校 代表取締役 吉川 万一郎	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
64	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	長崎市星取1-1-28 株式会社あたご 代表取締役 井口 國雄	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
65	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	長崎市高尾町8-41 有限会社本原自動車学校 代表取締役 深堀 勝博	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
66	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	五島市浜町424-3 株式会社五島 代表取締役 井口 國雄	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
67	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	西海市西彼町上岳郷1238-3 有限会社新西海自動車学校 代表取締役 松尾 泰彦	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
68	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	諫早市小船越町920-4 株式会社諫早自動車学校 代表取締役 谷川 秀広	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
69	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	島原市梅園町丁2870 株式会社島原自動車学校 代表取締役 星野 親房	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
70	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	島原市萩原2-5248-1 有限会社ユーディーエス 代表取締役 吉田 謙治	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	東彼杵郡川棚町百津郷296- 37 株式会社川棚自動車学校 代表取締役 下田 定道	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
72	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	諫早市栗面町280 株式会社かんこう自動車学校 代表取締役 烏山 豊福	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
73	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	佐世保市早岐3-12-6 株式会社佐世保自動車学校 代表取締役 内海 和憲	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
74	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	佐世保市椎木町320 株式会社共立自動車学校 代表取締役 長島 正	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
75	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	佐世保市沖新町5-10 佐世保中央自動車学校経営委 員会 理事長 川原 道明	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
76	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	松浦市調川町下免81-4 株式会社ヒューマングループ 代表取締役 内海 和憲	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
77	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	佐世保市大塔町27 有限会社佐世保大塔自動車学 校 代表取締役 村瀬 公一郎	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
78	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	大村市森園町1610 株式会社太陽 代表取締役 中山 徹志	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
79	警察本部	会計課	R3.3.16	高齢者講習等業務委託 (単価契約)	高齢者講習及び特定任意高 齢者講習(シニア運転者) 75歳未満講習 4,559円/人 75歳以上講習 7,100円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 4,559円/人 (第3分類) 高齢者講習(小型特殊自動 車免許のみ) 75歳未満講習 2,030円/人 75歳以上講習 3,623円/人 (第1.2分類) 75歳以上講習 2,030円/人 (第3分類) 臨時高齢者講習 小型特殊自動車免許以外 5,340円/人 小型特殊自動車免許のみ 2,082円/人 チャレンジ講習2,795円/人 特定任意高齢者講習(簡易) 1,464円/人 認知機能検査 692円/人 臨時認知機能検査 692円/人 (税抜き)	南松浦郡新上五島町有川郷 733-2 一般社団法人上五島地区交通 安全協会 代表理事 林 育久	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所等のみである。また、地域 住民の利便性を図るため県内全域で 受講可能とするため、県内全ての指 定自動車教習所等と契約する必要が あるため。	第167条の2 第1項 第2号
80	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	長崎市矢上町7-11 森産業交通株式会社 代表取締役 古本 彩花	指定自動車教習所に入校し教習基準 に定められた教習を終了した者を対象 としたものであるため、指定自動車教 習所と契約する必要がある。教習生 の時間的、経済的負担の軽減と利便 性を図るために、県内全域の各指定 自動車教習所と契約する必要があ る。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
81	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	長崎市赤迫3-19-1 株式会社浦上自動車学校 代表取締役 吉川 万一郎	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
82	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	長崎市星取1-1-28 株式会社あたご 代表取締役 井口 國雄	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
83	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	長崎市高尾町8-41 有限会社本原自動車学校 代表取締役 深堀 勝博	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
84	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	五島市浜町424-3 株式会社五島 代表取締役 井口 國雄	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
85	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	西海市西彼町上岳郷1238-3 有限会社新西海自動車学校 代表取締役 松尾 泰彦	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
86	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	諫早市小船越町920-4 株式会社諫早自動車学校 代表取締役 谷川 秀広	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
87	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	島原市梅園町丁2870 株式会社島原自動車学校 代表取締役 星野 親房	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
88	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	島原市萩原2-5248-1 有限会社ユーディーエス 代表取締役 吉田 謙治	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
89	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	東彼杵郡川棚町百津郷296-37 株式会社川棚自動車学校 代表取締役 下田 定道	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
90	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	諫早市栗面町280 株式会社かんこう自動車学校 代表取締役 烏山 豊福	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
91	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	佐世保市早岐3-12-6 株式会社佐世保自動車学校 代表取締役 内海 和憲	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
92	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	佐世保市椎木町320 株式会社共立自動車学校 代表取締役 長島 正	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
93	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	佐世保市沖新町5-10 佐世保中央自動車学校経営委 員会 理事長 川原 道明	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
94	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	松浦市調川町下免81-4 株式会社ヒューマングループ 代表取締役 内海 和憲	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
95	警察本部	会計課	R3.3.16	仮運転免許関係事務委託 (単価契約)	仮運転免許学科試験 771円/人 (税込み)	佐世保市大塔町27 有限会社佐世保大塔自動車学 校 代表取締役 村瀬 公一郎	指定自動車教習所に入校し教習基準に定められた教習を終了した者を対象としたものであるため、指定自動車教習所と契約する必要がある。教習生の時間的、経済的負担の軽減と利便性を図るために、県内全域の各指定自動車教習所と契約する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
96	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	普通車講習 9,367円/人 普通二輪車講習 10,054円/ 人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	長崎市矢上町7-11 森産業交通株式会社 代表取締役 古本 彩花	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
97	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	大型車・中型車講習 14,574円/人 準中型車(普通免許保有者) 14,574円/人 準中型車(普通免許非保有者) 19,367円/人 普通車講習 9,367円/人 大型二輪車講習 10,825円/人 普通二輪車講習 10,054円/人 旅客者講習 16,788円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 応急救護処置講習(二) 6,236円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	長崎市赤迫3-19-1 株式会社浦上自動車学校 代表取締役 吉川 万一郎	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
98	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	準中型車(普通免許保有者) 14,574円/人 準中型車(普通免許非保有者) 19,367円/人 普通車講習 9,367円/人 大型二輪車講習 10,825円/人 普通二輪車講習 10,054円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	長崎市星取1-1-28 株式会社あたご 代表取締役 井口 國雄	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
99	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	普通車講習 9,367円/人 応急救護処置講習(-) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	長崎市高尾町8-41 有限会社本原自動車学校 代表取締役 深堀 勝博	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
100	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	普通車講習 9,367円/人 応急救護処置講習(-) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	五島市浜町424-3 株式会社五島 代表取締役 井口 國雄	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
101	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	大型車・中型車講習 14,574円/人 普通車講習 9,367円/人 普通二輪車講習 10,054円/人 応急救護処置講習(-) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	西海市西彼町上岳郷1238-3 有限会社新西海自動車学校 代表取締役 松尾 泰彦	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
102	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	中型車講習 14,574円/人 普通車講習 9,367円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	諫早市小船越町920-4 株式会社諫早自動車学校 代表取締役 谷川 秀広	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
103	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	大型車・中型車講習 14,574円/人 準中型車(普通免許保有者) 14,574円/人 準中型車(普通免許非保有者)19,367円/人 普通車講習 9,367円/人 大型二輪車講習 10,825円/人 普通二輪車講習 10,054円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	島原市梅園町丁2870 株式会社島原自動車学校 代表取締役 星野 親房	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
104	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	中型車講習 14,574円/人 準中型車(普通免許保有者) 14,574円/人 準中型車(普通免許非保有者) 19,367円/人 普通車講習 9,367円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	島原市萩原2-5248-1 有限会社ユーディーエス 代表取締役 吉田 謙治	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所のみである。また、地域住 民の利便性を図るため県内全域で受 講可能とするため、県内全ての指定 自動車教習所と契約する必要がある ため。	第167条の2 第1項 第2号
105	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	普通車講習 9,367円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	東彼杵郡川棚町百津郷296- 37 株式会社川棚自動車学校 代表取締役 下田 定道	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所のみである。また、地域住 民の利便性を図るため県内全域で受 講可能とするため、県内全ての指定 自動車教習所と契約する必要がある ため。	第167条の2 第1項 第2号
106	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	中型車講習 14,574円/人 準中型車(普通免許保有者) 14,574円/人 準中型車(普通免許非保有者) 19,367円/人 普通車講習 9,367円/人 大型二輪車講習 10,825円/ 人 普通二輪車講習 10,054円/ 人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	諫早市栗面町280 株式会社かんこう自動車学校 代表取締役 烏山 豊福	公安委員会の認定を受け、交通安全 向上に継続的な講習業務を行い、指 導員・設備を有しているのは、指定自 動車教習所のみである。また、地域住 民の利便性を図るため県内全域で受 講可能とするため、県内全ての指定 自動車教習所と契約する必要がある ため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
107	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	普通車講習 9,367円/人 大型二輪車講習 10,825円/人 普通二輪車講習 10,054円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	佐世保市早岐3-12-6 株式会社佐世保自動車学校 代表取締役 内海 和憲	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
108	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	中型車講習 14,574円/人 準中型車(普通免許保有者) 14,574円/人 準中型車(普通免許非保有者) 19,367円/人 普通車講習 9,367円/人 大型二輪車講習 10,825円/人 普通二輪車講習 10,054円/人 旅客者講習 16,788円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 応急救護処置講習(二) 6,236円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	佐世保市椎木町320 株式会社共立自動車学校 代表取締役 長島 正	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
109	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	大型車・中型車講習 14,574円/人 準中型車(普通免許保有者) 14,574円/人 準中型車(普通免許非保有者) 19,367円/人 普通車講習 9,367円/人 旅客者講習 16,788円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 応急救護処置講習(二) 6,236円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	佐世保市沖新町5-10 佐世保中央自動車学校経営委員会 理事長 川原 道明	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
110	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	普通車講習 9,367円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	松浦市調川町下免81-4 株式会社ヒューマングループ 代表取締役 内海 和憲	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
111	警察本部	会計課	R3.3.16	取得時講習業務委託 (単価契約)	大型車・中型車講習 14,574円/人 普通車講習 9,367円/人 旅客者講習 16,788円/人 応急救護処置講習(一) 3,442円/人 応急救護処置講習(二) 6,236円/人 傷害保険 100円/人 (税抜き)	佐世保市大塔町27 有限会社佐世保大塔自動車学校 代表取締役 村瀬 公一郎	公安委員会の認定を受け、交通安全向上に継続的な講習業務を行い、指導員・設備を有しているのは、指定自動車教習所のみである。また、地域住民の利便性を図るため県内全域で受講可能とするため、県内全ての指定自動車教習所と契約する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
112	警察本部	会計課	R3.3.17	長崎県警察本部庁舎入退庁 管理システム装置保守点検 業務委託	2,131,800円	長崎市大黒町9-22 株式会社クマヒラ 長崎営業 所 田中 洋平	仕様に定める業務を実施できる会社 が他に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
113	警察本部	会計課	R3.3.18	道路交通情報提供に関する 業務委託	11,121,000円	東京都千代田区飯田橋1-5-10 公益財団法人日本道路交通情 報センター 理事長 池田 克彦	道路交通法施行規則の規定による必 要かつ適切な組織、設備及び能力を 有する者は、当該センターのみである ため。	第167条の2 第1項 第2号
114	警察本部	会計課	R3.3.19	長崎県警察本部防災気象情 報提供サービス	1,320,000円	千葉市美浜区中瀬1-3幕張テ クノガーデン 株式会社ウェザーニューズ 代表取締役 草開 千仁	仕様に定めるサービスを提供できる会 社が他に存在しないため。	第167条の2 第1項 第2号
115	警察本部	会計課	R3.3.22	交通管制システム中央設備 点検保守委託	10,065,000円	長崎市松山町4-52 ミナモト通信株式会社九州支社 支社長 江崎 修二	交通管制システム中央設備等に関す る専門の知識・技術を有する必要があ り、対応可能業者が限られるため	第167条の2 第1項 第2号
116	警察本部	長崎警察署	R3.3.23	留置人給食(単価契約)	朝食 372円 昼食 422円 夕食 422円 (税込み)	長崎市興善町3-12 本家かまどや長崎市役所前店 荒木 政廣	年間を通じて警察拘禁費用償還規則 に基づく単価で指定時間に確実に配 達でき、衛生面、栄養価を含め発注者 の仕様をすべて満たし、対応してくれ る業者が他にはいないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
117	警察本部	会計課	R3.3.24	土地建物売買(諫早警察署 諫早駅前交番土地建物購 入)	37,912,400円	諫早市東小路町7-1 諫早市 諫早市長職務代理者 諫早市副市長 早田 実	諫早警察署諫早駅前交番について は、諫早市が諫早駅前再開発事業に おいて建設し所有する建物内に設置 するもので、購入相手方が諫早市に 限られるため	第167条の2 第1項 第2号
118	警察本部	佐世保警察署	R3.3.26	留置人給食(単価契約)	朝食 372円 昼食 422円 夕食 422円 (税込み)	佐世保市春日町17-3 きたじま仕出店 代表 辻 真麻美	年間を通じて警察拘禁費用償還規則 に基づく単価で指定時間に確実に配 達でき、衛生面、栄養価を含め発注者 の仕様をすべて満たし、対応してくれ る業者が他にはいないため。	第167条の2 第1項 第2号
119	警察本部	浦上警察署	R3.3.29	留置人給食(単価契約)	朝食 372円 昼食 422円 夕食 422円 (税込み)	長崎市興善町3-12 本家かまどや長崎市役所前店 荒木 政廣	年間を通じて警察拘禁費用償還規則 に基づく単価で指定時間に確実に配 達でき、衛生面、栄養価を含め発注者 の仕様をすべて満たし、対応してくれ る業者が他にはいないため。	第167条の2 第1項 第2号